

武雄市 AI チャットボットサービス導入業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、武雄市AIチャットボットサービス導入業務委託（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務に対して提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的として、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 業務名

武雄市 AI チャットボットサービス導入業務委託

(2) 業務の仕様

武雄市 AI チャットボットサービス導入業務委託仕様書による。

(3) 履行期間

サービス構築業務 契約締結日から令和 7 年 12 月 28 日まで

運用・保守業務 令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

予算上限額 金 2,046,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

うち 構築業務の上限額

金 1,650,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

うち 運用・保守業務の上限額

金 396,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約することを約束するものではない。

3 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式とし、提案書及び提案書等に基づくプレゼンテーション審査を行い、最も高い評点を獲得した者を選定する。

4 参加資格等

公告日現在において、次の項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平

- 成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けたものを除く。
- (3) 武雄市の令和 7 年度・令和 8 年度入札参加資格者名簿(物品製造・役務の提供等)に登載されている者であって、指名停止の措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
 - (4) 佐賀県内に本店(個人事業主の場合は住所)又は営業所を有していること。
 - (5) 市税等を滞納していないこと。
 - (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下、本号中「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他団体に該当しない者であること。
 - (7) 過去 5 年間以内に佐賀県内において住民向けのサービス構築実績(AI チャットボットサービスに限らない)を有する者であること。また、住民向けの複数分野を対象としたサービスとして、受託者自身が導入した実績に限る。なお、実証実験及び実証導入は実績に含まないものとする。
 - (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の ISMS 適合性評価制度の認定を受けていること。
 - (9) 随時、迅速かつ具体的な連絡・調整・協議等が可能な者であること。

5 スケジュール(予定)

番号	項目	日程
1	公募開始	令和 7 年 7 月 18 日(金)
2	質問提出期間	令和 7 年 7 月 18 日(金)から 令和 7 年 7 月 25 日(金)まで
3	質問への回答	令和 7 年 7 月 30 日(水)
4	参加表明書(第一次審査) 提出期間	令和 7 年 7 月 18 日(金)から 令和 7 年 8 月 1 日(金)まで
5	第一次審査結果通知	令和 7 年 8 月 6 日(水)
6	企画提案書(第二次審査) 提出期間	令和 7 年 8 月 6 日(水)から 令和 7 年 8 月 22 日(金)まで
7	第二次審査(プレゼンテーション)	令和 7 年 8 月 29 日(金)
8	第二次審査結果通知	令和 7 年 9 月 1 日(月)
9	契約締結	令和 7 年 9 月 10 日(水)

6 参加表明の手続き

(1) 提出書類

- | | |
|------------------------|-----|
| ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式 1） | 1 部 |
| ② 会社概要及び実績調書（様式 2） | 1 部 |
| ③ 業務実施体制調書（任意様式） | 1 部 |
| ④ 誓約書（様式 3） | 1 部 |
| ⑤ 機能要件及び対応確認表（様式 5） | 1 部 |

※各機能における対応の可否を記入すること。また、代替案があれば備考欄に記入すること。

(2) 提出期限 令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 5 時必着（直接持参又は郵送すること。）

(3) 提出書類の様式等については、武雄市ホームページに掲載する。

7 参加資格の結果通知（第一次審査）

市は、事業者から提出された参加表明書等を審査し、その結果について結果通知書の書面及び電子メールにて通知する。

なお、この通知を受けた日から 7 日以内に書面により、審査結果についての説明を求めることができる。

参加申込者が多数の場合は、提出された参加表明書等を「武雄市 AI チャットボットサービス導入業務委託 公募型プロポーザル選定委員会」が「武雄市 AI チャットボットサービス導入業務委託候補者選定要領」に基づき審査したうえで、第二次審査対象事業者として選定する。

8 質問書の提出手続等

(1) 提出期間 令和 7 年 7 月 18 日（金）～7 月 25 日（金）

(2) 提出書類 仕様書に関する質問票（様式 4）

(3) 提出方法 書面または E メールで提出すること。ただし、E メールで提出する場合は、事務局に対して電話で着信の確認を行うこと。

E メール：info@city.takeo.lg.jp

(4) 回答期限 令和 7 年 7 月 30 日（水）

(5) 回答方法 全ての質疑回答を参加表明者全員に通知する

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和 7 年 8 月 22 日（金）午後 5 時必着

(2) 提出書類

- | | |
|---------------|-----|
| ① 企画提案書（任意様式） | 8 部 |
| ② 見積書（任意様式） | 1 部 |

※令和 8 年度以降の年間運用・保守業務における経費についても参考として記載すること。

10 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

(1) 期日 令和 7 年 8 月 29 日（金）

(2) 会場 武雄市役所

※机、椅子、大型モニター、HDMI ケーブル、音響設備及び電源は本市が準備する。なお、Web 会議システムも使用可とするが、使用するツールやアクセス方法等については事前に確認すること。

(3) 実施方法

提案内容の説明（デモンストレーションを含む）20 分間、質疑応答 10 分間とする。

(4) 評価基準

別紙「武雄市 AI チャットボットサービス導入業務委託候補者選定要領」のとおり

(5) 審査及び優先交渉権者の選定

提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションを審査し、全選定委員の点数の平均（小数第 2 位以下切り捨て）を得点とし、最高得点者を優先交渉権者として選定する。なお、最高得点者が複数ある場合は、評価項目「システム機能」の得点を最優先とし選定する。「システム機能」で選定できない場合は、「管理機能」、「運用・保守」の順で選定するものとする。

(6) 結果の通知及び公表

審査の結果は、第二次審査のすべての参加者に対し、書面によりその旨を通知するとともに、武雄市ホームページにて公表する。

(7) 審査結果の説明

審査結果については、通知日から起算して 7 日以内に秘書広報課に説明を求めることができる。

11 選定委員会

(1) 選定は「武雄市 AI チャットボットサービス導入業務委託 公募型プロポーザル選定委員会」で行う。

(2) 選定委員会は、武雄市職員及び外部有識者で構成する。

(3) 選定委員会の会議は、非公開とする。

12 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない提案

(2) 仕様書に示された条件に適合しない提案

(3) 参加表明書に記載された者以外が行った提案

(4) その他要領等において示した条件等を満たさない提案

(5) 提出書類に虚偽の記載をしたもの

(6) 選定結果に影響を与えるような不正を行ったもの

13 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出場所に提出しなかった提案書等又は参加資格のない者が提出した提案書等は無効とする。
- (2) 提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者側の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提案書等は、本業務委託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、武雄市情報公開条例に基づき公開する場合、最優秀提案者の提案書を公開する場合はこの限りではない。
- (5) 各手続きや問い合わせ等に可能な時間帯は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。
- (6) 本プロポーザルで選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続の完了までは、市との契約関係を生じるものではない。

14 問い合わせ先

武雄市企画部秘書広報課

住所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

電話番号 0954-23-9121

Fax 番号 0954-23-3816

E-mail info@city.takeo.lg.jp